

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年5月16日 16時03分ごろ
発生場所	大分県臼杵市臼杵港 臼杵港防波堤灯台から真方位334° 140m付近 (概位 北緯33° 07.7' 東経131° 48.8')
事故の概要	漁業実習船翔洋丸は、北北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年5月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁業実習船 翔洋丸、673トン
船舶番号、船舶所有者等	143485、香川県、大分県
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海）
負傷者	なし
損傷	推進器翼及び船尾船底キールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか20人が乗り組み、指導教官4人及び漁業実習生31人を乗せ、実習の目的で、京浜港横浜区に向けて臼杵港の岸壁を離岸した。</p> <p>船長は、船橋の操舵スタンドに航海士及び実習生各1人を、機関操縦盤に機関長及び実習生1人をそれぞれ配置し、船橋右舷側のウイングで操船に当たり、下り松導流堤と東防波堤との間（以下「本件防波堤間」という。）の中央付近に向けて本船を極微速力前進として北北東進させた。</p> <p>船長は、本件防波堤間付近で右舵約5°を取って航行中、本船が急に減速し、停止したのち、船尾配置の航海士からプロペラが泥を掻き揚げているとの報告を受け、本船が乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、船舶所有者に本事故の発生を連絡し、本船は、引船の支援を受けて離礁し、臼杵港の岸壁に着岸した。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.70m、船尾約5.00mであった。</p> <p>船長は、臼杵港への入出港が初めてであり、港湾図で事前に港内の浅所等を確認していた。</p> <p>船長は、本件防波堤間付近で右舵約5°を取ったので、本件防波堤間の掘り下げ水路を航行していると思い、目視のみで航行していたが、船橋内で航海計器を見ながら操船していれば、船位及び針路等を確認することができ、浅所に乗り揚げなかったのではないかと本事故後に思った。</p>

	(付図1 航行経路図 参照)
分析	本船は、本件防波堤間を北北東進中、船長が、本件防波堤間の掘り下げ水路を航行していると思い、船橋右舷側のウイングにおいて目視のみで操船を続けたことから、浅所に向かって航行していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件防波堤間を北北東進中、船長が、本件防波堤間の掘り下げ水路を航行していると思い、船橋右舷側のウイングにおいて目視のみで操船を続けたため、浅所に向かって航行していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、浅所が存在する海域を航行する場合、目視のみに頼らず、船橋内で、航海計器を活用して船位及び針路等を確認しながら操船すること。 ・ 船橋配置の乗組員は、船長に対し、安全な操船に役立つ情報を適宜伝える等して、適切なコミュニケーションをとること。

付図1 航行経路図

